

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成24年12月6日(2012.12.6)

【公表番号】特表2012-506013(P2012-506013A)

【公表日】平成24年3月8日(2012.3.8)

【年通号数】公開・登録公報2012-010

【出願番号】特願2011-531555(P2011-531555)

【国際特許分類】

F 16 L 21/08 (2006.01)

F 16 L 37/14 (2006.01)

F 16 L 19/02 (2006.01)

F 16 L 21/04 (2006.01)

【F I】

F 16 L 21/08 Z

F 16 L 37/14

F 16 L 19/02

F 16 L 21/04

【手続補正書】

【提出日】平成24年10月18日(2012.10.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

管継ぎ手において、

少なくとも1つの接続端を有して形成される導管であって、前記接続端が、

長パイプの端部を受け入れる受入凹部を画定する壁、

前記受入凹部の前記壁の内面壁に所定の深さで形成された溝、

前記導管の内面の内側を延伸するパイプ端面支台、および

前記溝と前記接続端の外面との間をつなげるチャネルを有する該導管と、

前記チャネルを介して前記溝の中に収容可能で、前記溝の中に収容されたときに前記凹部内に延在するよう前記溝の深さよりも幅広い細長の構成要素から形成されるコネクタとを備え、

前記コネクタの前記細長の構成要素は、前記チャネルに挿入可能な第1端と、前記接続端の外面に当接する、前記第1端から離れた第2端とを備えることを特徴とする管継ぎ手。

【請求項2】

前記コネクタは細長の弾性構成要素から形成されることを特徴とする、請求項1に記載の管継ぎ手。

【請求項3】

前記コネクタは細長のストランドであることを特徴とする、請求項1または2に記載の管継ぎ手。

【請求項4】

前記コネクタは潤滑コーティングを有することを特徴とする、請求項1～3のいずれか一項に記載の管継ぎ手。

【請求項5】

前記溝に流体連結された潤滑用チャネルを備えることを特徴とする、請求項1～4のいずれか一項に記載の管継ぎ手。

【請求項6】

前記溝は、前記コネクタの横断面の一部と一致する横断面を有することを特徴とする、請求項1～5のいずれか一項に記載の管継ぎ手。

【請求項7】

前記溝は環状溝であり、前記コネクタは前記溝をほぼ一周して延伸することを特徴とする、請求項1～6のいずれか一項に記載の管継ぎ手。

【請求項8】

前記コネクタの第2端は、手で握ることができるハンドルを含むことを特徴とする、請求項1～7のいずれか一項に記載の管継ぎ手。

【請求項9】

前記導管はバルブ装置を含むことを特徴とする、請求項1～8のいずれか一項に記載の管継ぎ手。

【請求項10】

前記パイプ端面支台は環状支台であって環状シールの台座を形成することを特徴とする、請求項1～9のいずれか一項に記載の管継ぎ手。

【請求項11】

密封アセンブリをさらに備えることを特徴とする、請求項10に記載の管継ぎ手。

【請求項12】

前記長パイプはその外面に、前記接続端の壁の内面の前記溝に対応する溝を有して形成され、前記コネクタは前記接続端の壁の溝に収容された時に、前記長パイプの前記溝の中を延伸することを特徴とする、長パイプに接続された請求項1～11のいずれか一項に記載の管継ぎ手。

【請求項13】

前記環状シールは、前記環状支台と前記長パイプの端面の間を密封するために適用される、請求項10に從属する請求項12に記載の管継ぎ手。

【請求項14】

請求項1～13のいずれか一項に記載の管継ぎ手にパイプを接続する方法であって、前記長パイプの端部を前記受入凹部に挿入するステップと、前記パイプの前記外面の溝を、前記受入凹部の前記内壁の対応する前記溝に整列させるステップと、前記チャネルを介して、前記コネクタを前記整列させた溝により形成される空間に挿入するステップとを含むことを特徴とする、方法。

【請求項15】

前記接続端の壁の前記内面に前記溝を形成するステップと、前記長パイプの前記外面に溝を形成するステップとをさらに含むことを特徴とする、請求項14に記載の方法。